

## 都市の風景とまちづくり

西村幸夫 ● 東京大学教授

## 西欧の都市施策と「風景」の誕生

「風景」という言葉は16世紀末にオランダで生まれたといわれている<sup>1)</sup>。オランダ語の *landschap* はもともと「農家や囲われた畑の集合、時々小さな領地や統治単位」という平凡な場所を意味していたという<sup>2)</sup>。これが近隣の国にもたらされた。イギリスへは16世紀の終わり頃に入ってきて、英語の *landscape* という言葉が生まれた。英語の *landscape* が土地の風景の意味で用いられたのは1632年が最初であるという<sup>3)</sup>。このときイギリスでもたしかに *landscape* は「発見」されたのだろうか。

ドイツでは風景は *Landschaft* という。これもオランダ語からの輸入だといわれている。この言葉も、第一義的には地域を意味し、次いで時代が下って風景の意味が加わった。地域の風土や環境と風景とは重なり合っているのだ。ドイツ語の地名は地形や土地の風光を意味している場合が多いという。これも地域と風景が重なり合っていることと関係があるだろう<sup>4)</sup>。

フランス語の風景をあらわす *paysage* の *pays* も地域や土地、国を意味するので、ここでも風景は第一に大地の眺めとしてとらえられているのである。

P.カンボレージはその著書『風景の誕生』のなかで16世紀のイタリアには今日的な意味での風景 *paesaggio* は存在せず、あるのは土地の姿 *paese* であったと述べている<sup>5)</sup>。周辺環境は美しさよりも経済的価値の方が圧倒的に勝っていたという。「美しい眺め」

を意味するベルヴェデーレという名前を持った館は当時存在していたので、眺望を評価する視点は存在していたといえるが、「美しい土地」ベル・パエーザとして称揚されたのは一般的に田園であり、都市ではなかった。

風景概念の誕生は風景画という絵画のジャンルがどのようにして成立していったかという視点からもみることが出来る。風景画の生成に関する名著『風景画論』<sup>6)</sup>においてケネス・クラークは、近代風景画の源流を15世紀初頭における時祷書の細密画に求めているが、そこで描かれているのは常に、遠く地平線まで続く土地の風景だった。特定の場所の地誌的関心に根ざす15世紀フランドル風景画の画題はやはり、遠望する景色だった。そこから科学的な透視図への関心が生まれてくるのはそう不思議ではない。

ケネス・クラークはまた、現代風景画のみなもとのひとつである17世紀のオランダ風景画に触れて、その起源を当時のオランダ社会に求めている。スペインからの独立を果たした当時のオランダは市民階級が力を持つ、欧州随一の豊かな国家であった。その市民の眼が風景画を要求したというのである。科学の発達による自然観察の時代風潮がそれを後押ししたと述べている。描かれていたのも当初は自然の風景であり、17世紀半ばになってようやく町や建築の風景画を完成させたとしている。オランダ人の眼もまずは土地の風景を見ていたのである。風景 *landschap* というオランダ語の生成の過程と呼応する事実ではないか。

にしむらゆきお  
略歴は前掲

このように都市は当初、遠景は別にして、風景の対象ではなかったのである。それが都市や都市内の街路を対象として、例えば英語で *townscape* や *cityscape*, *streetscape* などといわれるようになるのは、いつのことだろうか。

オックスフォード英語大辞典(OED第2版、1989年)によると、*townscape* の初出は1880年、*cityscape* は1856年、いずれも19世紀に *landscape* の類推から生まれてきていることがわかる比較的新しい言葉なのである。そしてこのことは都市計画の生成歴史と奇妙に符合している。

対する *landscape* は、同じくオックスフォード英語辞典によると、内陸の風景を描いた絵画(肖像画や海の絵と区別したもの)という意味のオランダ語を移入したものと記されている。英語では、風景という言葉、すなわち風景という概念が風景画というジャンルをもたらしたのではなく、風景画の成立が風景の意識をもたらしたのである。

その際の風景とは土地の風光であり、都市の景観ではなかった。都市の景観は、西欧人が計画対象として都市を見る目を持ったところに胚胎したのである。都市計画の発生が都市景観の成立を促した。

## 日本の都市美を巡る状況

このように西欧の先進諸国では都市計画の意識と都市景観、都市美の意識は並行して生まれてきた。都市美施策はまた、即物的かつ静態的であった。

モノそのものがその背景にある諸活動を反映させているので、モノをコントロールすることによって十分に効果を発揮できるといった判断があるのだろう。その背景には風景画に端を発する風光観照の静態的な感性があるかもしれない。

対する日本の都市美をめぐる行政施策は生活と密着した動的なものであるところに特色がある。

市街地建築物法制定前夜の状況についてはすでに別の所に述べたので<sup>7)</sup>、ここでは戦後に限って見てみよう。

荒廃した戦後の都市風景の中で、都市美に関する施策は首都景観問題としてまず、採り上げられることになる。早くも1953年の建設省営繕局による『中央官衙計画報告』において、美観が留意事項のうちに見える。中央官衙計画とは、総理府の首都建設委員会において1952年7月9日に決定された中央官衙地区整備に関する計画(首都計画の一部)によって定められた区域と基本方針の作成作業のなかで考慮された事項をとりまとめた計画書である。基本事項の調査研究には丹下健三(当時東京大学助教授)及び武基雄(当時早稲田大学助教授)が携わっている。

『中央官衙計画報告』の第1輯[1]のはしがきには「この地域内の建築計画は、防火、景観その他都市計画上の問題、官衙群としての特殊の問題を考慮しつつなされるべき」であると述べ、続けて「このように、中央官衙地域の環境整備は、むしろ、中央官衙地域、皇居ならびにそれらの周辺、丸の内界限を含めた地域を美観地区として指定し、首都中心部の美観を維持し、環境整備したいものである。」<sup>8)</sup>とむすんでいる。

同様の議論は1959年に首都圏整備委員会が刊行した『首都の景観対策について』と題した報告書<sup>9)</sup>でも繰り返されている。同報告書は、首都の市街地整備に関して、各種施設が機能運営上支障がないことを目的とすることに加えて、「これらの諸施設の形態及びそ

の相互関係が首都の景観を形成し、また、これが市民の生活に対し心理的にも重大な影響を及ぼすものである点に鑑み、市街地の景観整備にも十分留意する必要がある。」<sup>10)</sup>と冒頭に述べている。

しかし、これ以降、国法レベルで都市美を議論することはなくなり、時代は社会資本の量的充足へ向けて急傾斜に突き進んでいく。この時代に、細々とではあるものの「都市美」に向けた施策と取り組んでいったのは意欲あるいくつかの地方自治体であった。

「美」を地方条例に謳うことはふたつの流れから始まった。ひとつは1968年の倉敷市伝統美観保存条例にはじまる「美観」保存の流れである。以降、柳川市(1971)や松江市(1973)で同名の条例の制定が相次いだ。このほか平戸市では風致保存条例(1972)が制定されている。こうした歴史的環境保全関連の条例は1975年に文化財保護法が改正され、伝統的建造物群保存地区制度が創設されてからは伝統的建造物群保存地区保存条例として公布されることが一般的となり、美観をことさら前面に押し出した条例はほとんど見られなくなる。

もう一方では1969年の宮崎県沿道修景美化条例に端を発する沿道修景美化を謳う条例である。宮崎交通の創始者、岩切章太郎はすでに1936年から日南海岸などの観光地整備のために景観に配慮した植栽などを進めていたが、これに呼応して1962年からは宮崎県が沿道修景美化事業を開始し、1969年にはわが国初の景観整備の法令として、沿道修景美化条例を制定している。宮崎県条例の目的は植栽による沿道のみならず、建築物の規制は対象となっていない。同条例に続いて、妙高高原町(1971)、与論町(1974)、八丈町(1975)、入広瀬村(1977)などで同様の修景美化条例が制定された。

その後、1980年代後半から建築物の規制を直接の目的とした、いわゆる都市景観条例の制定が全国各地で行われ

ようになり、バブル崩壊以降も衰えを見せていない。景観関連の自主条例は2004年段階で500を超える自治体に広がっている(国土交通省調べ)。

## 美しいまちづくりへ向けて続出する条例

なかでも注目すべきことに、1992年を境にして、「美しい」もしくは「きれいな」まちをつくることを謳った条例が急に出現していることで、その後一貫して各地で制定が相次いでいる。事業費を上乘せして高品質の都市空間を整備していくことを主眼としたバブル期の景観整備事業的な発想から一歩退いて、豊かな緑やゴミのない清潔さ、癒しのライフスタイルなど、より広い意味で自分たちの住む環境をよりよくしていく努力を「美しいまちづくり」や自分たちの「まちをきれいにする」という名称を持った条例で表現しているということができる。

条例の名称に「美しい」もしくは「きれいな」まちをつくるという表題を掲げているものは1992年から2002年にかけて124件にのぼっている。大別すると、従来の景観条例と同趣旨のもの(たとえば、さいたま市美しいまちづくり景観条例)に加えて、空き缶等の散乱防止による環境美化を目指すもの(たとえば、小矢部市をきれいにするまちづくり条例、都留市まちをきれいにする条例など)、ゴミ対策に加えて糞害、雑草の繁茂防止を対象としているもの(たとえば、大垣市美しいまちづくり条例)、さらに放置自動車をとりあげているもの(たとえば、姫路のまちを美しくする条例)、落書き防止(たとえば、奈良県落書きのない美しい奈良をつくる条例)など、身近な生活環境の維持や生活様式の改善のようなソフトな施策へ目を向ける傾向を強めているようである。

一部ではさらに総合的に環境全般の保全を目指す条例もあらわれてきている。たとえば、芦屋市緑豊かな美しいまちづくり条例は、環境計画の立案、

環境への負荷の軽減、環境学習の推進、公害の防止、自然環境の保全、緑化の推進、清潔なまちづくり、騒音などの迷惑防止による住みよいまちづくりなど、広範な対象を扱っており、これらが総合して「緑豊かな美しい」まちができるという構図をとっている。「美しさ」を環境全般にまでひろげて捉えようとしているのである。こうした「美」の扱いは従来にはなかったといえる。

ここ数年は都市生活の面のみならず、広域的な連携が要求される眺望の維持や河川の清流確保のための条例も増加しつつある。

### 新しい施策目標としての都市の「魅力」

なぜ、バブル以降の時期に「美しい」とか「きれい」といったキーワードでくれるような条例が頻出してくるのか。

行政側の財政難もあるが、都市の景観という物理的なテーマにその背後にある生活や文化といったいわゆるソフトパワーを絡めて考えることへもの見方が拡がってきているといえるのではないだろうか。そしてそれが「美」や「きれいさ」、「清流」といった用語で表現されているのである。そこに共通しているものは、物的なだけでは納まらないよりあいまいな環境評価の指針があるだろうということである。それはひとことで言うと都市の「魅力」ということになる。

当然といえば当然ではあるが、都市を比較するときの視点がエコノミストの用いるような経済指標や記念碑的建築物や場所のランドマーク性などの個々の情報から、商業や文化のソフトパワーを含んだ「魅力」へと移ってきている<sup>11)</sup>。都市間競争の主要なテーマも、そのための新しい都市施策のあり方も、魅力的な都市をどう創っていくかという点に絞られてきている。

都市風景の問題は、言ってみれば、都市の魅力を演出するための主要な要

素として考えられるようになってきたのである。これは行政にとどまった話ではない。近年、都心回帰の傾向が強まり、大型のマンションの建設ラッシュが各地で摩擦を起こしているが、景観を盾に反対運動をおこしている各地の住民にとっても、守るべきなのは景観に結果的に反映されている地域環境の幅広い魅力なのであって、それを限定する用語や手だてがないために景観問題を前面に押し立てているという面が強い。

こうした動きがここ10年ほどのあいだに「美しさ」、「きれいさ」という言葉によって集約されようとしている。関東大震災後に広まり始めた民間の都市美運動が、バブル後に美の条例の花盛りという形でまた一層の拡大を示す。ある種の危機が美の意識を覚醒させるということがあるのだろうか。そしてそれはまちづくりを目指している。

なぜなら今日、まちの美しさはトップダウンで与えることはできないからである。どういう状態が「美しい」ということなのかに関しても、合意が形成されていなければならない。

美しさの問題は決して国家が規定することはできない。また、規定することは危険である。合意のなかで望ましい環境水準を確立していくという、まさしくまちづくりの努力が求められているのである。

英語の風景が風景画から生まれ、西欧の都市風景は都市計画と軌を一にして生成してきたという事実のひそみにならっていうならば、日本の都市風景は、変転の都市を生きることの中から意識化されていったといえる。その背景に動態的な都市認識があった。

ここからまちづくりへのみちは遠くない。なぜなら、現状をボトムアップでつき動かす力こそまちづくりの力なのだから。都市風景が意識化されてきたということは、都市風景が変わり始めたということである。——願わくば好ましい方向へ。

### 注

- 1 内田芳明『風景とは何か—構想力としての都市』、朝日選書、1992年、p.51。オックスフォード英語辞典にもlandscapeの語源として、オランダ語のlandchapをあげ、次いで古英語と古スコットランド語を挙げている。
- 2 Yi-Fu Tuan, *Topophilia: A Study of Environmental Perception, Attitudes, and Values*, Prentice-Hall, 1974、イーファー・トゥアン著、小野有五ほか訳『トポフィリア』セリカ書房、1992年、p.226。
- 3 内山芳明、上掲書、p.55。
- 4 内山芳明、上掲書、p.172。
- 5 Camporesi, P., *Le Belle Contrade*, Garzanti Editore, 1992、ピエーロ・カンボレージ著、中山悦子訳『風景の誕生—イタリアの美しき里』、筑摩書房、1997年、p.6。
- 6 Kenneth Clark, *Landscape into Art*, new ed., 1976、ケネス・クラーク著、佐々木英也訳『風景画論(改訂版)』岩崎美術社、1998年。特に、第2章「事実の風景」参照。
- 7 西村幸夫「景観緑三法の意義」、『新都市』第58巻第7号、2004年7月、pp.11-18。
- 8 建設省営繕局『中央官衙計画報告』第1輯[1]、1953年4月、pp.1-3。なお、当時皇居周辺の美観地区は、地区指定自体は戦前から継続していたものの、規制内容が効力を失い、実質的な規制は行われていない状況であった。
- 9 首都圏整備委員会首都交通問題委員会刊行『首都の景観対策について』1959年11月9日。
- 10 『同上』p.1。
- 11 たとえば、Joseph S. Nye, *In Soft Power, The Means to Success in World Politics Affairs*, 2004 ジョセフ・S. ナイ著、山岡洋一訳『ソフト・パワー』日本経済新聞社、2004年。副題には「21世紀国際政治を制する見えざる力」とある。ナイは強制・制裁には依拠するハードパワーではなく、魅力や価値観に基礎を置くソフトパワーの重要性を力説している。